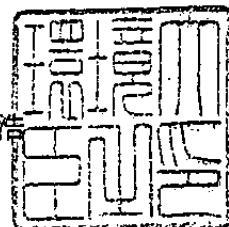


環廃産第393号
平成14年7月12日

社団法人 日本電機工業会
会長 谷口 一郎 殿

環境大臣 大木 浩



変圧器等の微量P C B 検出に関する調査及び情報提供について

変圧器等の微量P C B 検出に関する調査等については、貴会から、7月9日、経済産業省に報告された旨、同日、経済産業省より当省に対し、情報提供があったところです。

従来、貴会及び貴会会員企業において、本件に係る調査に取り組まれてきたところですが、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進のため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「P C B 特措法」という。）」第15条の規定に基づき、下記の調査の実施及び変圧器等のユーザーに対する情報提供等について協力を要請します。

記

1. 7月9日付の貴会の報告書の中では調査中とされている3社について、製造工程におけるP C B の混入の可能性の点検及び使用した絶縁油にP C B が含まれていない旨の不含証明の調査を行うこと。
2. 上記を含め、今般の微量P C B 検出に関する調査の結果、P C B 混入の可能性を完全には否定できないとされている企業及び過去に微量P C B 検出事例のある企業については、以下に基づくサンプル調査等を実施すること。
 - (1) 重電機器の種類、製造年、メーカー名、製造工場、型式、製造時に使用した絶縁油のルート等に応じた適切なロットごとに、P C B 含有の有無の判別を行うための調査を行うこと。
 - (2) 上記調査により、万一P C B が検出された場合及び過去に検出事例がある場合には、速やかに原因の解明に努めること。
3. 変圧器等のユーザーに対して、次のとおり情報提供及び助言を行うこと。
 - (1) 上記1及び2の調査結果について、遅滞なく情報提供を行うこと。
 - (2) 変圧器等についてP C B の混入の有無をユーザーが判断できるよう、的確な情報提供を行うこと。

- (3) 変圧器等についてP C Bの混入が確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づきP C B廃棄物として適正に保管するとともに、「P C B特措法」に基づき保管等の届出をしなければならない旨、助言を行うこと。
- (4) P C Bの混入の可能性が完全には否定できないとされる変圧器等については、P C Bが含有しないことが確認されるまでの間は、P C B廃棄物と同様に適正な保管を行うことが適切である旨、助言を行うこと。
4. 変圧器等のユーザーからの問い合わせ等に対する窓口を設置するなど、的確かつ迅速な情報提供を行うための体制を確保すること。
5. 上記1及び2の調査結果について、当省にも情報提供されたいこと。